

## 雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）チェックシート

### <会社の状態>

内 容	YES	NO
雇用保険の適用事業所である。 （雇用保険に加入している）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業が縮小（受注が減少）したのは、 「景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由＊」に よってである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
最近の3か月の生産量（売上）が、その直前の3か月に比べ て5%以上減少している。 あるいは、前年同期と比べて5%以上減少している。 そうでない場合は、直近の決算が赤字であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業の縮小が一時的であって、今後は回復する見込みがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**\* 世の中の大きな経済事情の変化をいうものであって、以下のような理由で事業が縮小（受注が減少等）になっても、この助成金の対象にはなりません。**

- ・ 毎年の季節的な変動によるもの
- ・ 事故または災害によって、施設や設備が被害を受けてそうなったもの
- ・ 行政処分または司法処分によって事業が縮小したもの

### <休業・教育訓練による雇用調整の場合>

内 容	YES	NO
労使合意の休業（教育訓練）である。 （労使協定を締結している）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1か月の所定労働延日数の5%以上の休業を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
休業（自宅待機など）中は、法定以上の休業手当を支払う。 （休業手当＝日給額の60%）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
教育訓練を行う場合は、いつもの訓練以外の訓練を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### <出向による雇用調整の場合>

内 容	YES	NO
労使合意および本人の合意に基づく出向である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出向期間が3か月以上で1年以内に出向元に復帰させるものである」。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出向期間中、概ね従来の賃金が支払われ、その負担を出向先事業所とともに行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出向先の事業所は、資本金や組織面での関連性が強い事業所ではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>